

1 国民健康保険税の制度改正等について

主な改正	内 容	影響額
子ども・子育て支援金制度の創設	子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料（税）とあわせて令和8年度から拠出開始。令和10年度までに段階的に導入し、その後も拠出は継続	4,883万5千円
出産育児一時金の財源見直し	出産育児一時金（50万円）の財源の2/3を地方交付税で措置する仕組みを廃止し、一時金の7%を後期高齢者医療制度が「出産育児交付金」として支援する仕組みを令和8年度から導入。一時金の約93%は保険料（税）で賄う。	1,833万3千円
診療報酬改定	令和8年度診療報酬改定は、+2.22%（診療報酬:+3.09%、薬価等:-0.87%）のプラス改定。医療費上昇に伴う医療給付費の増加が見込まれる。	3,339万6千円
給与所得控除の改正	令和8年度の給与所得控除が10万円引上げられ（65万円）、保険税の減収が見込まれる。	1,700万円

合計 1億1,756万4千円

《今後の改正予定》

主な改正	内 容	影響額
地方税法施行令の改正 ※R8.1.15 国保法施行令改正	令和8年度賦課に係る課税限度額と軽減判定所得額が改正される予定。課税限度額では、医療給付費分を1万円引上げ（67万円）、子ども・子育て支援納付金分を3万円で新設。軽減判定所得額では、5割軽減基準額を5千円引上げ（31万円）、2割軽減基準額を1万円引上げ（57万円）。	（医療給付費分課税限度額） 179万1千円

2 本算定結果

制度改正を考慮し、愛知県から令和8年度国民健康保険事業費納付金が次のとおり示されました。

○国民健康保険事業費納付金

区 分	令和8年度（A）	令和7年度（B）	増減比較（A－B）	
	<ul style="list-style-type: none"> 医療給付費分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分 	<ul style="list-style-type: none"> 医療給付費分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分 		
金 額	2,284,427,399円	2,294,866,352円	△10,438,953円	△0.45%
1人当たり	174,851円	165,265円	9,586円	5.80%

※被保険者数：令和8年度13,065人 令和7年度13,886人を用いて算出しています。

3 令和8年度国民健康保険税率（案）の算出

(1) 財源不足額及び財源不足額を賄うための財源

国民健康保険事業費納付金を支出するにあたり、保険税収納必要額と現行税率での収納見込額の差額は2億2,237万9千円となり、財源不足が見込まれます。

財源不足額を賄うため保険税率の改定が必要となりますが、決算補てんを目的とした一般会計繰入金6,107万9千円を受けることにより、税率改定分は1億6,130万円となりました。

区 分	金 額
A 国民健康保険事業費納付金	2,284,427,399円
B 保険税収納必要額（A±県費等）	1,625,079,000円
C 現行税率での収納見込額	1,402,700,000円
D 財源不足額（B－C）	222,379,000円
E 財源不足を賄うための財源	
① 一般会計繰入金	61,079,000円
② 税率改定分	161,300,000円

(2) 令和8年度国民健康保険税率（案）

設定収納率89.97%、被保険者数13,065人、世帯数9,100世帯を基礎数値とし、財源不足額を賄うための財源及び制度改正等並びに今後の改正予定である課税限度額を加味して、令和8年度国民健康保険税率（案）とモデルケース別の影響額を算定しました。

算定結果は次ページのとおりです。

【参考】令和6年度以降の保険税率改定の方向性（令和6年1月30日開催あま市国保運営協議会で決定）

愛知県国民健康保険運営方針に基づき、本市においては令和10（2028）年度までに決算補てん等を目的とした法定外の一般会計からの繰入金（赤字補てん）の解消を図る。

また、赤字補てん解消により保険税負担が短期間で著しく増加しないよう段階的に税率を改定する。